

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	社会福祉法人 東温市社会福祉協議会	種別	社会福祉協議会
代表者	会長 菅野 邦彦	管理者	事務局長 仙波 直也
所在地	東温市見奈良 490-1	電話 番号	089-955-5535

目 次

第1章 総論	
(1) 基本方針	4
(2) 推進体制	4
(3) リスクの管理	5
(4) 優先業務の選定	7
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	11
第2章 平常時の対応	
(1) 建物・設備の安全対策	11
(2) 電気が止まった場合の対策	13
(3) ガスが止まった時の場合の対策	13
(4) 水道が止まった場合の対応	14
(5) 通信が麻痺した場合の対策	14
(6) システムが停止した場合の対応	14
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	14
(8) 必要品の備蓄	15
(9) 資金手当て	16
第3章 緊急時の対応	
(1) BCPの発動基準	17
(2) 行動基準	17
(3) 対応対策	19
(4) 対応拠点	20
(5) 安否確認	22
(6) 職員の参集基準	23
(7) 施設内外での避難場所・避難方法	24
(8) 職員の管理	24
(9) 復旧対応	24
第4章 他施設等との連携	
(1) 連携体制の構築	25
第5章 地域との連携	
(1) 被災時の職員の派遣	25
(2) 指定避難所について	25
第6章 各サービス固有事項	
地域福祉課	26
訪問介護サービス	26
居宅介護支援サービス	27
基幹相談支援センター	27
地域包括支援センター	28
総務課	28
災害時の連絡体制	29
フローチャート	30
協定締結先	32
役職員安否確認一覧表	34
建物・設備の被害点検シート	35

東温市内医療機関一覧表	36
東温市指定避難所一覧	37
東温市福祉避難所一覧	38

第1章 総論

(1) 基本方針

1. 人命安全の確保

職員、家族、福祉サービス利用者の安全確保を最優先に行う。また、利用者、職員の安全な避難場所及び復旧作業等に必要な場所を確保する。

2. 人員・資機材の横断的な調整

人員・資機材の確保・配分については、本会全体の中で横断的な調整を行う。

3. 社会的責任の遂行

速やかに事業継続計画（BCP）を発動し、本会の福祉活動継続のために必要な体制をとるとともに、活用可能な資源を最大限に活用する。

4. 関係機関との連携

東温市（防災計画）、愛媛県社会福祉協議会（県内市町社会福祉協議会）、市内福祉施設等（東温市社会福祉法人連携会議）を始めとする関係機関と連携強化する。

5. 事業の復旧・継続維持

本会が実施する事業の中で、優先的に立上げ、復旧すべき事業については、優先順位付けを行う。

(2) 推進体制

1. 平常時の災害対策の推進体制

主な役割	部署・役職	備考
全般の統括	会長	
会長の補佐	常務理事	
災害、BCPに関する情報収集と周知、BCP改定案とりまとめ、自衛消防隊社協隊員編成	事務局長	
BCP改定検討、職員へBCPに関する研修、課員連絡網作成	総務課長	
BCP改定検討、職員へBCPに関する研修、課員連絡網作成	地域福祉課長	
BCP改定検討、職員へBCPに関する研修、課員連絡網作成	在宅福祉課長	法定の研修あり
BCP改定検討、職員へBCPに関する研修、課員連絡網作成	基幹相談支援センター長	法定の研修あり
BCP改定検討、職員へBCPに関する研修、課員連絡網作成	地域包括支援センター長	法定の研修あり

必要物品の在庫確保	財務係長	
備品什器転落防止措置	衛生管理者	

(3) リスクの把握

1. 大地震被害想定 【愛媛県公表の被災想定、愛媛県中予地方局BCPを参考】

①南海トラフ巨大地震

R11号、伊予鉄横河原線沿いの平野部で最大震度6強の震度が想定されている。
東温市内の被害想定は次のとおり。
死者約130名（292人に1人が死亡）
負傷者約1,300名（29人に1人が負傷）
全壊棟数約4,300棟半壊棟数約4,400棟（5軒に2軒が全壊もしくは半壊）
避難者数 発災1日後5,199人（うち避難所に3,119人が避難）
1週間後11,876人（うち避難所に5,938人が避難）
断水人口 31,873人 断水率97.7%
停電件数 16,766軒 停電率97.7%
固定電話被害 不通回線27,869回線 不通率98.7%

交通被害

道路：直後 陥没等一部通行止め
1週間後 平野部復旧、山間部の一部道路は復旧に時間を要する
橋梁：中小河川の一部橋梁で落橋、通行止め
鉄道：伊予鉄横河原線、復旧に時間を要する

ライフライン

上水：地震直後、断水外部から給水なし 1週間後、県下約7割断水継続
下水：地震直後、断水により使用不可 1週間後、約8割で利用回復
電気：地震直後、商用電源停電 1週間後、商用電源ほぼ回復
庁内非常電源利用可（指定コンセントのみ、燃料に制限あり）
ガス：地震直後、プロパンガス 1週間後ほぼ回復
通信：地震直後、停電のため、固定電話は繋がらない、携帯（電話、メール、SNS）無線基地局の非常電源停止とともにつながらなくなる。

②石鎚山脈縁西部・伊予灘（中央構造線断層帯）地震

R11号、伊予鉄横河原線沿いの平野部で最大震度6強の震度が想定されている。
県道松山川内線（旧R11）と県道伊予川内線に挟まれた地域の震度が他の地域より高い。

【総合保健福祉センターで想定される影響】

	当 日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目
(電力)	自家発電機 →						復旧	→	→
電灯	自家発電機 →						復旧	→	→
コンセント	自家発電機 →						復旧	→	→
飲料水	高架 水槽	高架水槽 備蓄	→	→	外部給 水支援	→	→	→	→
生活用水	高架 水槽	農業用水 活用	→	→	外部給 水支援	→	→	→	→
ガス									
携帯電話	制限	→	→	→	→	→			
携帯メール等	利用 可	→	→	→	→	→	→	→	→
固定電話	制限								
PC メール	利用 可	→	→	→	→	→	→	→	→

2. 水害被害想定【東温市ハザードマップを参考】

- (A) 表川と重信川の合流点から下流の重信川は右岸左岸とも浸水の危険性がある。
- (B) 山間部の支流での土砂崩れ、堤防からの越水の事案は、近年もある。過去に横河原橋の流失、拝志地区で重信川が氾濫したことがある。
- (C) 東温市洪水ハザードマップ〈浸水想定区域図〉では、総合保健福祉センター、児童館3館、老人福祉センター、川内健康センターは浸水区域となっていない。但し、総合保健福祉センターに隣接する公用車駐車場は、次の2点の理由で大雨時には浸水する可能性が非常に高い。
- ①農業用地より標高が高い総合保健福祉センター、市役所本庁敷地の雨水が農業用水路に流入し、水路より越水した雨水が駐車場に流入する。
- ②農業用水路の合流点、分岐点があり堰板により進路を阻まれた雨水が水路から越水する。
- (D) 内川は西岡公民館付近、ウェルケア重信付近で越水の可能性がある。

※自分の位置から下流を見て、川の右側を右岸、左側を左岸と言う。

(4) 優先業務の選定

1. 優先する事業、業務と目標復旧復旧時間

①目標立上げ・再開時間

A	災害発生後ただちに開始する
B	災害が発生したその日の内に（24時間以内）開始する
C	災害が発生してから3日以内に開始する
D	災害が発生してから1週間以内に開始する
E	災害が発生してから1週間以上経過後に開始する

総務課

目標時間	<優先する事業、業務>
A	職員、役員の安否確認
A	建物及び周辺の被害状況把握
A	東温市、周辺市町の被害情報の収集
B	職員の勤怠、健康管理
B	市、県社協への被害状況、事業継続状況等の連絡
C	必要物品購入、会計伝票管理
C	社協に対する外部支援者受入れ
D	児童館、老人福祉センター、サードプレイスを指定避難所とするための市職員への引継ぎ
E	給与・各種支払い
<当面停止する事業、業務>	
理事会、評議員会等開催 児童館運営（指定避難所となる） 老人福祉センター管理、老人クラブ支援（指定避難所となる） シルバー人材センター運営 社協会費業務 福祉功労表彰 市福祉大会 ストレスチェック・健診 ソウエルクラブ業務 実習生対応	

地域福祉課

目標 時間	<優先する事業、業務>
A	課内職員安否確認
B	個別避難計画策定者の安否確認
B	法人後見・福祉サービス利用援助事業利用者の安否確認
C	災害ボランティアセンター立上げ、運営
D	法人後見・福祉サービス用援助事業再開（既利用者のみ）
E	生活福祉資金貸付
E	法人後見・福祉サービス利用援助事業新規受付
E	初動後の被災者見守り・支援活動
<当面停止する事業、業務>	
<p> 研修、講座 平常時に開催されている各種の会合 サロン支援 配食サービス ふれあい給食・食堂、ふれあいコール 各種運動指導事業 サードプレイスふれあい運営（川内健康センターは指定避難所となる） 共同募金寄付依頼、配分業務 仲間づくり事業、ニコカレ、文化祭、福祉教育、 クロッキー大会、 海渡る車いす事業 社協だより発行 中高校入学支援金 入学応援（文具） 心配ごと相談、弁護士等相談 子育て支援すくすく 生活困窮者自立支援事業 共同募金 実習生対応 </p>	

在宅福祉課（訪問介護・障害者居宅介護等）

目標 時間	<優先する事業、業務>
A	課内職員安否確認
B	利用者の安否・所在確認、 その結果の市、居宅介護支援事業所、相談支援事業所への連絡
C	現行訪問介護・障害者居宅介護サービスの提供
C	利用者が家族と連絡が取れていない場合利用者家族への連絡
E	新規訪問介護等サービスの提供
<当面停止する事業、業務>	
研修 平常時に開催されている各種の会合の開催、参加 実習生対応	

在宅福祉課（居宅介護支援）

目標 時間	<優先する事業、業務>
A	課内職員安否確認
B	利用者の安否・所在確認、 その結果の市・サービス事業者への連絡
C	利用者が家族と連絡が取れていない場合、利用者家族への連絡
E	新規居宅介護支援サービスの提供
<当面停止する事業、業務>	
研修 平常時に開催されている各種の会合の開催、参加 実習生対応	

基幹相談支援センター

目標 時間	<優先する事業、業務>
A	課内職員安否確認
B	特定相談支援利用者安否・所在確認、 その結果の市・サービス事業者への連絡
B	東温市から実施を求められたこと
C	相談対応
C	利用者が家族と連絡が取れていない場合、利用者家族への連絡
E	新規特定相談支援サービスの提供
E	初動後の被災障がい者への見守り・支援活動
<当面停止する事業、業務>	
研修、教室、講座 平常時に開催されている各種の会合の開催、参加 実習生対応	

地域包括支援センター

目標 時間	<優先する事業、業務>
A	課内職員安否確認
B	介護予防支援利用者安否・所在確認、 その結果の市・サービス事業者への連絡
B	東温市から実施を求められたこと
C	相談対応
C	利用者が家族と連絡が取れていない場合、利用者家族への連絡
E	新規介護予防支援サービスの提供
E	初動後の被災高齢者への見守り・支援活動
<当面停止する事業、業務>	
研修、講座、教室 平常時に開催されている各種の会合の開催、参加 サロン、自主運動支援 実習生対応	

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

1. 研修・訓練の実施

- ① 愛媛県内社協災害時相互支援協定に基づいて行われる訓練への参加
- ② 東温市総合防災訓練に参加し、災害ボラセンの立ち上げを行い、これに併せて防災用品の点検を行う。
- ③ 4月～5月の間BCPについて内容の確認、緊急時の連絡、異動してきた職員に各課特有の行動について説明、BCP改善に関するヒアリングを行う研修を各課単位で実施する。
- ④ 年1回、一斉メールの発信による安否確認の訓練を法人全体で実施する。
- ⑤ 研修や訓練で明らかになった疑問や課題は課長会で報告し、BCPの見直しの資料とする。
- ⑥ 年1回事務局長の提示した条件で事業継続について各課で検討を行う。

2. BCPの検証・見直し

- ① 事業継続計画は3年毎に見直しを行うが、必要に応じて臨時の見直しを行う。見直しにあたっては、課長会において変更の必要な事項を聴取し、事務局長が提出した見直し案を課長会議において審議し会長が決定する。

第2章 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

1. 人が常駐する場所の耐震措置

対 象	対 応 策	備 考
総合保健福祉センター	躯体の崩壊はないと判断	新耐震基準設計の建物
老人福祉センター (シルバー、老人福祉センター)	躯体の崩壊はないと判断	旧耐震基準設計の建物、耐震補強済み
川内健康センター (サードプレイス)	躯体の崩壊はないと判断	旧耐震基準設計の建物、耐震補強済み
いagaraこども館	躯体の崩壊はないと判断	新耐震基準設計の建物
さくらこども館	躯体の崩壊はないと判断	新耐震基準設計の建物
よしいのこども館	躯体の崩壊はないと判断	新耐震基準設計の建物

2. 設備備品等の耐震措置

対 象	対 応 策	備 考
総合保健福祉センター	総務課背後のキャビネット以外の高さ1.5m以上のキャビネットは固定実施済み。	
老人福祉センター	頭上より高いところに5kg以上の物品を置かないように心がける。置いた際は固定措置を行う。	
川内健康センター	頭上より高いところに5kg以上の物品を置かないように心がける。置いた際は固定措置を行う	
いわがらこども館	頭上より高いところに5kg以上の物品を置かないように心がける。置いた際は固定措置を行う	
さくらこども館	頭上より高いところに5kg以上の物品を置かないように心がける。置いた際は固定措置を行う	
よしいの子ども館	頭上より高いところに5kg以上の物品を置かないように心がける。置いた際は固定措置を行う	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

3. 水害対策

対 象	対 応 策	備 考
総合保健福祉センター 隣接公用車駐車場	大雨が予測される時は、総合保健福祉センターの駐車場へ車輛を移動させる。 農業用水路が越水しそうな場合、市農林振興課に連絡し、改良区に対応を求める。	公用車移動時は健康推進課に事前連絡。 事務所は2階のため浸水はない。
老人福祉センター	特になし	
川内健康センター	大雨の時は、水路からの越水と表川の水量に注意する。車を市役所川内支所の駐車場に移動させる。	事務所は2階のため、浸水はない。
いわがらこども館	大雨の時は付近の水路の状況を観察する。	敷地が重信川の河床より低位
さくらこども館	大雨の時は付近の水路の状況を観察する。	
よしいの子ども館	大雨の時は付近の水路の状況を観察する。	

(2) 電気が止まった場合の対策

1. 総合保健福祉センター

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
室内コンセント	赤色のコンセントは建物自家発電機により電力が供給されるが、発電機の燃料が限られているので電力の使用は最小限にとどめるよう心がける。 発電機とその燃料の管理は市役所。
室内電灯	自家発電、最小限の使用にとどめる。日中は消灯する。 災害備品の太陽光充電式ランタン、ヘッドランプ利用
パソコン及びサーバー	PC 起動は最小限にとどめる。起動した PC も作業時以外ではディスプレイの電源を切る、PC をスリープにする。
コピー機、プリンター	自家発電
固定電話	自家発電
高架水槽への揚水ポンプ	自家発電
テレビ・ラジオ	自家発電、乾電池
小型発電機（防災倉庫）	ガソリン発電機、ガスカートリッジ発電機 排気ガスのため屋内で使用しない。

(3) ガスが止まった場合の対策

1. 総合保健福祉センター

稼働させるべき設備	代替策
なし	総合保健福祉センターのガスの使用は栄養指導室のみ、発災時に給食サービスは実施しない。プロパンガスのため、配管の破損がなければ火器が使用できる。プロパンガスの管理は市役所。 児童館、老人福祉センター、川内健康センターは指定避難所となり通常の事業は実施しない。

(4) 水道が止まった場合の対策

1. 総合保健福祉センター

①飲料水

- (A) 常勤職員ロッカーに飲料水500mlペットボトル6本を各自で備蓄する。
(R4より毎年度500ml1本を法人から支給する)児童館他で勤務する常勤職員も同様に飲料水を各自備蓄する。
- (B) ティーサーバーの飲料水を使用する。平常時に実施の清掃廃棄は行わない。
- (C) 会議等用に購入した飲料物を使用する。
- (D) 給水車からの給水を利用するため、10Lの給水バック×20袋備蓄

②生活用水

- (A) トイレ用水として隣接の農業用水路の水を利用する。
- (B) 給水用に折りたたみバケツ3を総合保健福祉センター社協事務所備蓄する。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

①非常時に職員の安否確認を発するアドレス

社協代表アドレス

一斉発信アドレス

②法人契約携帯電話2台

地域

在宅

③デジタル簡易無線5台

屋外で見通せる条件だと5km程度は交信可能(例 塩ヶ森山頂とセンター屋上)。

建物等で見通せない場合は1km程度交信可能(例 中公屋外階段と旧重信役場)。室内(特にコンクリ)では電波が通りにくい。デジタル化されているので秘匿性高い。

(6) システムが停止した場合の対策

- ①契約を締結している利用者の氏名、住所、生年月日、家族連絡先、かかりつけ医、利用中の介護、障がいサービス事業所は紙媒体で分かるようにする。

(7) 衛生面(トイレ等)の対策

- ①地震発生直後は、トイレの水を流さず、健康推進課等建物の管理担当課の指示に従う。
- ②建物横の農業用水路の流水をバケツで運びトイレの排水用に使用する。

(8) 必要品の備蓄

1. 【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料水	500ml×30	1年	書庫	総務課 会議用兼用
	500ml×50	5年	コオヨオ倉庫	
飲料水	3L		各自ロッカー	常勤職員
非常食	3000Kcal分		各自ロッカー	常勤職員

参考：ミルクチョコレート1枚279Kcal、ビスコ1箱324Kcal、乾パン100g400Kcal
 カロリーメイト1本100Kcal

2. 【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
消毒用アルコール	1 5L	書庫	総務課
紙ナプキン			総務課
電子体温計	2		総務課、地域包括
電子血圧計	1		地域包括
鑷子・刺抜き	4	救急箱	総務課、地域包括
包帯	6	救急箱	総務課、地域包括
網包帯	1	救急箱	地域包括
爪切り	3	救急箱	総務課、地域包括
消毒薬	2	救急箱	総務課、地域包括
三角巾	4	救急箱	地域包括
ガーゼ		救急箱	地域包括
滅菌ガーゼ	1	救急箱	地域包括
清浄綿	3	救急箱	地域包括
電子血圧計	1	救急箱	地域包括
パルス血圧計		地域包括	地域包括

3. 【公用車燃料、携帯電話】

- ①公用車の燃料は、燃料ゲージが半量を下回った時点で補給をする。
- ②携帯電話会社（au）が災害時に携帯電話の貸出サービスを行っている。

4. 【備品】【消耗品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
小型発電機 (災害ボラセン備品)	2台	災害備蓄倉庫	災害ボラセン担当
発電機用カセットコンロボンベ	10本	災害備蓄倉庫	災害ボラセン担当 使用期限あり
太陽光電池ランタン	1	災害備蓄倉庫	災害ボラセン担当
ヘッドランプ	2	災害備蓄倉庫	災害ボラセン担当
乾電池	単 3×20 単 4×20	事務局倉庫 2	総務課
A4 コピー紙 付箋紙 模造紙 ガム・養生テープ	5,000 枚	事務局倉庫 2	総務課 ローリングストック

(9) 資金手当て

保 険 (社協の保険)	職員の傷害、備品の損害に対応
基 金	事業安定化基金
災害救助法	災害救助法が適用された場合、災害ボランティアセンターで行うボランティア活動の調整事務を行う職員の人件費が対象経費になる。

第3章 緊急時の対応

(1) BCPの発動基準

1. 地震による発動基準

状 態	B C P の 発 動
震度4以下	被害者等の報告があれば職員体制を決定する
震度5弱	各課長（センター長）が情報を収集し事務局長、常務理事と協議のうえ、職員体制を決定する。 休日夜間の発災時では局長、課長は出勤し情報収集を行う。被害状況によりBCPを発動する。
震度5強以上	BCPを発動する。

2. 水害による発動基準

状 態	B C P の 発 動
高齢者等避難	被害者等の報告があれば職員体制を決定する
避難指示、局地的な被害	各課長（センター長）が情報を収集し事務局長、常務理事と協議のうえ、職員体制を決定する。 被害状況によりBCPを発動する。
緊急安全確保	BCPを発動する。

(2) 行動基準

1. 平日昼間時（営業中）に大地震（震度5弱以上）が発生した場合

<p>① 外出している職員は事務所（「児童館他含む」以下同じ）に戻る。戻れない場合は、事務所と上司に連絡する。 非常時の職員安否確認連絡用アドレス toon-svc@toon-shakyo.or.jp</p> <p>② 外出先で利用者が一緒に避難を希望した場合は、事務所に戻る途中の避難場所まで車の同乗を認める。</p> <p>③ 職員自身の家族へSMS、メール・SNS等で自身の安否を報告する、極力音声通話は行わない。</p> <p>④ 事務所（児童館他含む）在所の職員は、揺れが収まったら来館者を誘導して一旦屋外に避難し、建物の被害状況を確認後、避難が不要と判断されたら事務所内の片づけを行う。</p> <p>⑤ 児童館、老人福センター、川内健康センター職員は、担当の建物の被害状況を総務課長へ報告し、室内の片づけを行う。終了後は総務課長へ報告する。</p>

- ⑥ 児童館は、利用児童の保護者に連絡をとり、保護者の迎えがあるまで児童の見守りを児童館で行う。
- ⑦ 児童館、老人福祉センター、川内健康センターから帰宅が困難な利用者は、これらの建物が指定避難所となっている情報を伝える。

2. 休日（営業外）夜間時に大地震（震度5弱以上）が発生した場合

- ① 局長、課長、センター長は出勤し、情報収集を行う。係長は、出勤に備える。
- ② 職員は職員安否確認連絡用アドレスや上司に出勤の可否を報告する。
- ③ 出勤した職員は、片づけ、職員の安否確認、市役所社会福祉課に職員の出勤状況、建物の状況報告を行う。
- ④ 休日出勤、時間外勤務をしていた職員は、揺れが収まったら一旦屋外に避難し、建物の被害状況を確認後、避難が不要と判断されたら事務所内の片づけを行い、自身の家族へ連絡をとる。
- ⑤ 児童館、老人福祉センター、川内健康センター職員は、翌日出勤し、担当の建物の被害状況を事務局へ報告し、室内の片づけを行う。終了後は総務課長へ報告する。

昼・夜問わず2次被害防止のため、地震発生直後は利用者の安否確認のための訪問を行わない。

地震発生直後は職員の安否確認、周辺の被害状況の把握、職場の体制を整えることから始める。

3. 平日昼間時（営業中）に水害が発生した場合

- ① 外出している職員は、事務所に戻る。戻れない場合は、上司に連絡する。
非常時の職員安否確認連絡用アドレス toon-svc@toon-shakyo.or.jp
- ② 外出先で利用者が一緒に避難を希望した場合は、事務所に戻る途中の避難場所まで車の同乗を認める。
- ③ 職員自身の家族へ SMS、メール・SNS 等で自身の安否を報告する、極力音声通話は行わない。
- ④ 事務所在所の職員は、建物の被害状況を確認する。水路と道路の境目が分からない場合は、できるだけ敷地外に出ない。必要な場合は道路の真ん中を歩く。
- ⑤ 在宅の職員は、職員安否確認連絡用アドレスや上司に安否を報告する。
- ⑥ 児童館、老人福祉センター、川内健康センター職員は、担当の建物の被害状況を総務課長へ報告し、室内の片づけを行う。
- ⑦ 流水が膝より深い場合、舗装された道路でも流される可能性があるためむやみに流れの中に進入しない。

4. 休日・夜間時（営業外）に水害が発生した場合

- ① 業務で外出している職員は、事務所に戻る。戻れない場合は、上司に連絡する。
非常時の職員安否確認連絡用アドレス toon-svc@toon-shakyo.or.jp
- ② 外出先で利用者が一緒に避難を希望した場合は、事務所に戻る途中の避難場所まで車の同乗を認める。
- ③ 職員自身の家族へ SMS、メール・SNS 等で自身の安否を報告する、極力音声通話は行わない。
- ④ 休日出勤し事務所在所の職員は、建物の被害状況を確認する。水路と道路の境目が分からない場合は、できるだけ敷地外に出ない。必要な場合は道路の真ん中を歩く。
- ⑤ 在宅の職員は、職員安否確認連絡用アドレスや上司に安否を報告する。
- ⑥ 公用車移動で招集された職員は、通勤途上の道路が冠水した場合は無理に出勤しない。
- ⑦ 児童館、老福センター、川内健康センター職員は、翌日、担当の建物の被害状況を総務課長へ報告し、室内の片づけを行う。
- ⑧ 流水が膝より深い場合、舗装された道路でも流される可能性があるためむやみに流れの中に入らない。
- ⑨ 昼間より夜間は、水路の場所が分かりにくいことに注意する。

（3）対応体制

1. 大震災発生時の対応体制

① 災害対策本部

市内に災害が発生し、または発生の恐れがある場合は、災害対策本部の編成、職員の確保を行う。

(A) 災害対策本部は総合保健福祉センター社協事務所に設置する。

(B) 災害対策本部は、会長の判断で設置する。

(C) 災害対策本部の組織は次のとおりとする。

担 当	業 務 内 容	担 当 者
本部長	・総括責任者（対策本部の設置及び介助の判断など防災対策についての指揮ほか全般）	本部長：会長 代行者：常務理事
副本部長	・総括責任者補佐（対策本部の設置及び介助の判断など防災対策についての指揮ほか全般）	副本部長：常務理事 代 行 者：事務局長
総括班長	・各班の総括、各班間の調整 ・マスコミ対応	班 長：事務局長 代行者：総務課長 代行者：地域福祉課長
総務班	・施設・設備の被害状況確認	班 長：総務課長

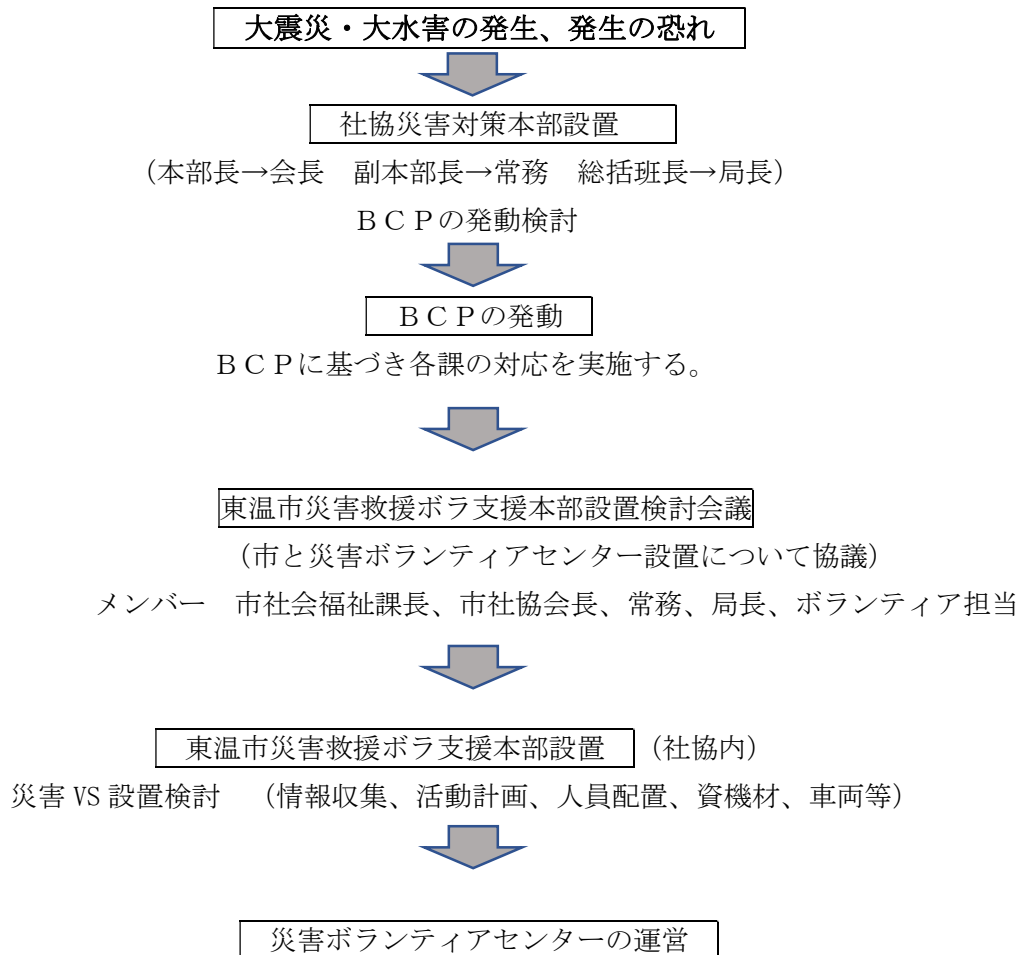
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び職員家族の状況把握 ・職員勤怠管理、資金管理、資機材管理・調達 	代行者：総務係長
情報収集・災害ボラセン班	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の被害状況の把握 ・災害ボランティアセンター（災害ボラセン）の立ち上げと運営 ・生活福祉資金貸付業務 	班 長：地域福祉課長 代行者：地域福祉係長
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・社協各施設の負傷者の救出 ・上記負傷者への応急措置 ・上記負傷者の医療機関移送 	班 長：包括センター長 代行者：包括保健師 代行者：基幹保健師
生活支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険、障がい福祉サービス利用者の安否確認 ・上記利用者への支援 	班長：在宅福祉課長 代行者：基幹センター長

別紙1「大震災時の対応体制」参照

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所
総合保健福祉センター 社協事務所	総合保健福祉センターが使用できない場合は市役所と協議し決定

大震災・大水害発生時の対応



災害ボランティアセンターの設置、運営については、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを参照。

(5) 安否確認

1. 利用者の安否確認

- ① 夜間の訪問は原則行わない。
- ② 訪問は原則２人体制で行う。
- ③ 安否確認時に家族に連絡が取れているか確認する。本人が家族と連絡がとれていない場合、後日通信状況を勘案して家族に連絡を行う。
- ④ 安否確認情報は、市社会福祉課、長寿介護課、関係機関に報告する。
- ⑤ 大雨のため、高齢者等避難以上の避難情報が発令された地域の利用者に電話にて避難の勧めを行う。(マネジメント担当課と訪問介護で要担当割)
- ⑥ 安否確認を優先的に行う利用者の例
在宅酸素、経管栄養等医療的ケアが必要な利用者
屋外独歩のできない独居利用者
同居家族が高齢者のみ、障がい者のみの利用者
家族が県外在住の独居利用者
世帯に複数の要介護者がいる世帯の利用者

2. 職員・役員の安否確認

- ① 各児童館、老人福祉センター、サードプレイスふれあいの在所の職員は、電話、メールにて安否の報告を事務局（総務）に行う。 toon-shakyo@toon-shakyo.or.jp
- ② 業務で外出中の職員は、電話、メールにて安否の報告を事務局（総務）に行う。
toon-shakyo@toon-shakyo.or.jp
- ③ 現在地、ケガの有無、今後の行動を報告する
(例、川内中学近く、ケガなし、訪問先のAさんを川内中学まで送り帰所する)

【自宅等で被災の場合】

- ① 電話、メールにて安否の報告を課長（センター長）に行う。
- ② 社協代表メールにも報告を入れる toon-shakyo@toon-shakyo.or.jp
- ③ 現在地、ケガの有無、同居家族の安否、今後の行動を報告する。
(例、自宅、ケガなし、夫腕骨折、本日中の出勤無理)

(6) 職員の参集基準

災害の発生時には下記の基準に従い行動する。動員命令及びその他指示に関しては、事務局長が行う。事務局長に事故あるときは、総務課長、地域福祉課長、地域包括支援センター長、基幹相談支援センター長、在宅福祉課長の順にその職務を代理する。

参集する場合、職員は「参集判断フローチャート①、②」に基づき、家族の安否確認などを行い、対応が必要な場合は緊急対応を行ったうえで判断し参集する。

参集できない場合は、課長センター長に連絡する。また、近隣住民への支援が必要な場合は支援を行い、その後に参集することも可能とする。

1. 地震による参集基準

状態	参集者	備考
震度5弱	事務局長、課長・センター長	出勤途中に周囲の被害状況を把握しておく
震度5強以上	出勤可能な係長以上及び東温市内在住常勤職員 東温市外在住常勤職員は出勤に備え、出勤の可否について上司に報告する。	

2. 水害による参集基準

状態	参集者	備考
高齢者等避難勧告 避難指示	被害者等の報告があれば職員体制を決定する	
局地的な被害	事務局長、課長・センター長 係長は自宅待機	
水害による広範囲被災	出勤できる正職員は出勤する。	

被害等があれば、職員は課長センター長へ報告。課長センター長は各職員の報告を取りまとめ、総務課長へ報告。総務課長は事務局長へ報告を行う。

初動において長時間勤務拘束の可能性があることから、下記の持ち物を例として用意する。

種類	品物 (例)
身回り品	タオル、防寒着、着替え、マスク、軍手など
通信機器	携帯電話、充電器、ノートパソコンなど
その他	雨具、防寒具、ラジオ、懐中電灯、乾電池、飲料水、食糧、文具など

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	総合保健福祉センター、児童館各館、老人福祉センター、川内健康センターの駐車場	建物が危険で使用できない場合は、市役所の指示に従う。
避難方法	避難時にはヘルメットを着用する。 エレベーターは使用しない。	

(8) 職員の管理

1. 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
休憩室	健康推進課の指示に従う。(候補：2階会議室、交流室)

2. 勤務シフト

<p>【災害時の勤務シフト原則】</p> <p>① 事務所に泊まり込みは原則2日までとする。</p> <p>② 睡眠不足、体調不良が認められる場合は、日中勤務時間中であっても最低1時間以上の睡眠時間を確保する。(勤務扱い)</p> <p>③ 1日の勤務終了から次の勤務まで原則6時間は空ける。</p>

(9) 復旧対応

1. 建物・設備の破損箇所チェック表、業者連絡先一覧表

別紙

2. 情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明、公表。取材対応)

<p>① マスコミの対応窓口は事務局長とする。事務局長に事故があった場合は総務課長、常務理事を窓口とする。</p> <p>② 災害ボランティアセンターの活動については、フェイスブックにて情報を発信する。</p>

第4章 他施設等との連携

(1) 連携体制の構築

1. 連携先との協議

- ① 発災時には、東温市社会福祉課に被害状況、職員の出勤状況等の報告を行う。
- ② 東温市より災害ボランティアセンター設置の要請があった場合は、センターの設置を行う。
- ③ 愛媛県社会福祉協議会に被害状況を連絡し、必要に応じて支援の要請を行う。
- ④ 重信川流域4市町社協（伊予市、砥部町、松前町、東温市）において災害協定を締結しており、必要に応じて支援の要請を行う。
- ⑤ 東温市内社会福祉法人連絡協議会（市内に施設・事業所のある社会福祉法人の協議会）の事務局を東温市社協が担っていることから、施設等から被害状況の報告や支援の要請が入る場合がある。

2. 連携協定書の締結（防災に関する協定の締結先）

- ① 東温市（災害時におけるボランティア活動等に関する協定）
- ② 愛媛県社会福祉協議会（県社協・市町社協における災害時支援協定）
- ③ 東温市社会福祉法人連携会議（三恵会、愛隣園、事業団、ミュゲの会、いしづち会、喜久寿、東温市社会福祉協議会（事務局））
- ④ 重信川流域近隣4市町社協災害応援協定会議（砥部町、松前町、伊予市）

第5章 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

- ① 東温市との「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」により災害ボランティアセンターを運営する。
- ② 県社協の要請に基づいて、被災地への支援活動に職員を派遣する。
- ③ 重信川流域4市町応援協定会議の要請に基づいて、被災地への支援活動に職員を派遣する。
- ④ 東温市社会福祉法人連携会議の要請に基づいて、被災施設への支援活動に職員を派遣する。

(2) 指定避難所について

- ① 児童館各館、老人福祉センター、川内健康センターが東温市の指定避難所となっている。
- ② 指定避難所の運営のため、市職員が各指定避難所に派遣されるので、その職員に建物の被害状況や使用できる物品の状況等を引継ぐ必要がある。

第6章 各サービス固有事項

1. 地域福祉課

【平時からの対応】

- ① 災害時避難行動要支援者の個別避難計画の策定を行う。
- ② 法人成年後見等、福祉サービス利用援助事業利用者の緊急連絡先の氏名、続柄、電話、携帯、メールアドレスを把握し、電子データと紙媒体で保存する。
- ③ 大震災時に出勤が困難な職員（育児・介護等）を把握する。

【災害が予想される場合の対応】

- ① 高齢者等避難が発令された地域の法人後見等利用者に電話で避難を勧める。

【災害発生時の対応】

- ① 上記利用者の安否確認と家族・関係機関への連絡。
- ② 災害ボランティアセンターの立ち上げと運営。

2. 訪問介護サービス

【平時からの対応】

- ① 利用者の緊急連絡先の氏名、続柄、電話、携帯、メールアドレスを把握し、電子データと紙媒体で保存する。
- ② 早期に安否確認が必要な利用者をリストアップする。
- ③ 大震災時に出勤が困難な職員（育児・介護等）を把握する。

【災害が予想される場合の対応】

- ① 高齢者等避難が発令された地域の利用者に電話で避難を勧める。
- ② 台風など災害が予想される場合は、あらかじめサービス利用計画を変更する。

【災害発生時の対応】

- ① 利用者の居場所が時間の経過とともに変化することに注意する。家族や関係機関へ安否報告をする時は、確認した日時・場所は忘れずに伝える。

3. 居宅介護支援サービス

【平時からの対応】

- ① 利用者の緊急連絡先の氏名、続柄、電話、携帯、メールアドレスを把握し、電子データと紙媒体で保存する。
- ② 早期に安否確認が必要な利用者をリストアップする。
- ③ 大震災時に出勤が困難な職員（育児・介護等）を把握する。

【災害が予想される場合の対応】

- ① 高齢者等避難が発令された地域の利用者に電話で避難を勧める。
- ② 台風など災害が予想される場合は、あらかじめサービス利用計画を変更する。

【災害発生時の対応】

- ① 利用者の居場所が時間の経過とともに変化することに注意する。家族や関係機関へ安否報告をする時は、確認した日時・場所は忘れずに伝える。

4. 基幹相談支援センター

【平時からの対応】

- ① 利用者の緊急連絡先の氏名、続柄、電話、携帯、メールアドレスを把握し、電子データと紙媒体で保存する。
- ② 早期に安否確認が必要な利用者をリストアップする。
- ③ 大震災時に出勤が困難な職員（育児・介護等）を把握する。

【災害が予想される場合の対応】

- ① 高齢者等避難が発令された地域の利用者に電話で避難を勧める。
- ② 台風など災害が予想される場合は、あらかじめサービス利用計画を変更する。

【災害発生時の対応】

- ① 利用者の居場所が時間の経過とともに変化することに注意する。家族や関係機関へ安否報告をする時は、確認した日時・場所は忘れずに伝える。

5. 地域包括支援センター

【平時からの対応】

- ① 利用者の緊急連絡先の氏名、続柄、電話、携帯、メールアドレスを把握し、電子データと紙媒体で保存する。
- ② 早期に安否確認が必要な利用者をリストアップする。
- ③ 大震災時に出勤が困難な職員（育児・介護等）を把握する。

【災害が予想される場合の対応】

- ① 高齢者等避難が発令された地域の利用者に電話で避難を勧める。
- ② 台風など災害が予想される場合は、あらかじめサービス利用計画を変更する。

【災害発生時の対応】

- ① 利用者の居場所が時間の経過とともに変化することに注意する。家族や関係機関へ安否報告をする時は、確認した日時・場所は忘れずに伝える。

6. 総務課

【平時からの対応】

- ① 職員の緊急連絡先の氏名、続柄、電話、携帯、メールアドレスを把握し、電子データと紙媒体で保存する。
- ② 大震災時に出勤が困難な職員（育児・介護等）を把握する。
- ③ 資材、消耗品が無くなる前に購入を行う。
- ④ B C P発動時使用する様式を事前に印刷して準備する。

【災害が予想される場合の対応】

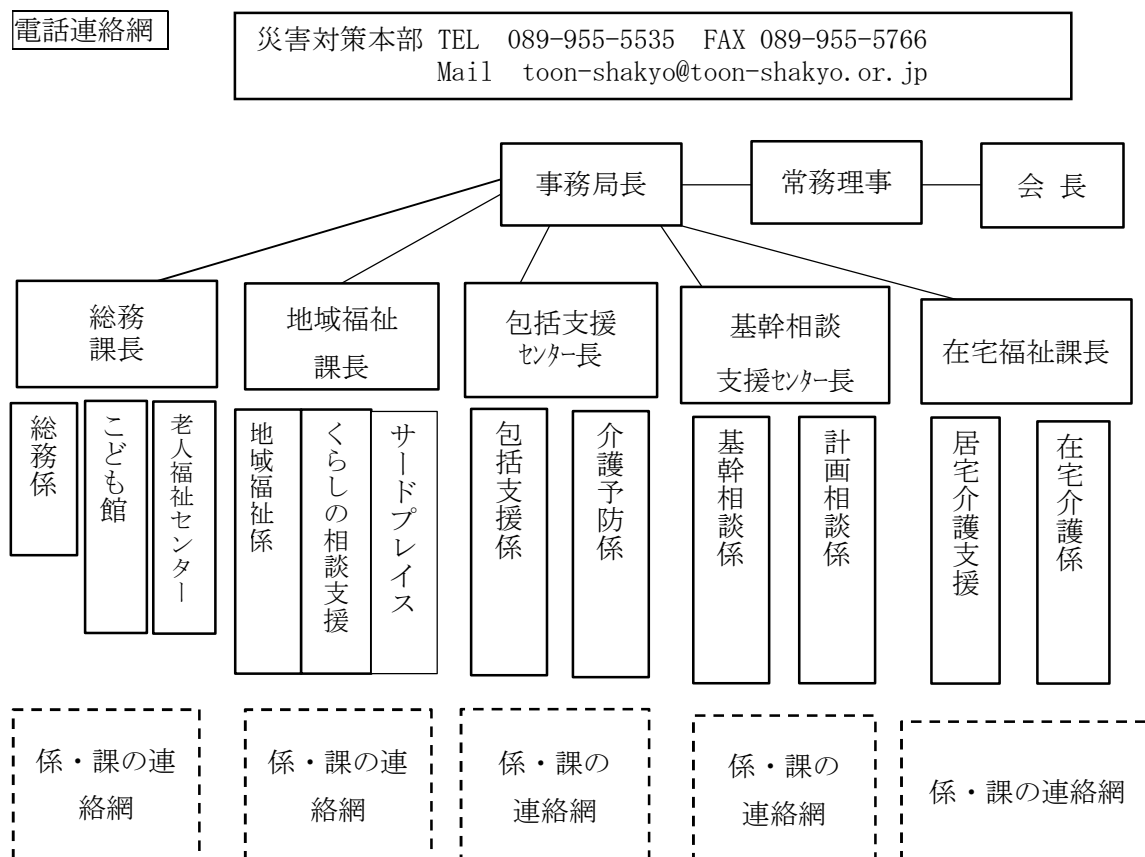
- ① 業務で外出している職員を把握する。
- ② 水害等警報が出たことを周知する

【災害発生時の対応】

- ① 児童館に留まっている児童の状況把握、保護、保護者への引き渡し。
- ② 各種資機材、消耗品の管理、購入を行う。

災害時の連絡体制

通常に緊急連絡の際には、下記のとおり部署ごとに電話による連絡網を使用するが、電話による情報の伝達が困難である場合は、災害伝言ダイヤルやメール等を活用して行うものとする。



＝ 災害伝言ダイヤルとは ＝

伝言を残したい人が、携帯電話や自宅の固定電話から 171 に電話をかけ、伝言を録音することができるもの。

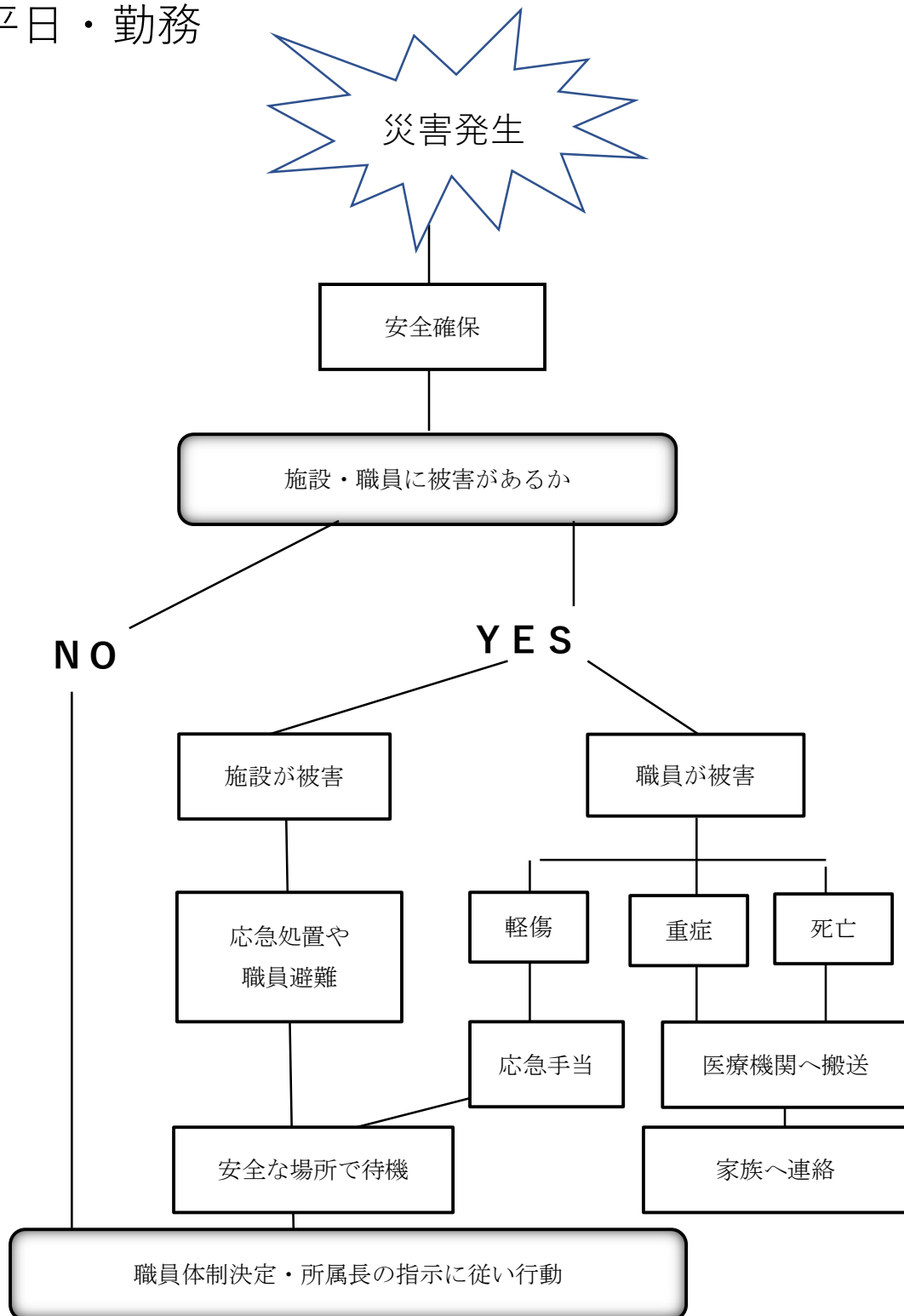
聞きたい人は、同じ様に 171 に電話を書けることで、録音されたメッセージを聞くことができる。

災害伝言ダイヤルを利用して、1 回に録音できる時間は 30 秒間です。録音した伝言は、災害伝言ダイヤルの運用期間が終了するまで保存される。

【フローチャート①】

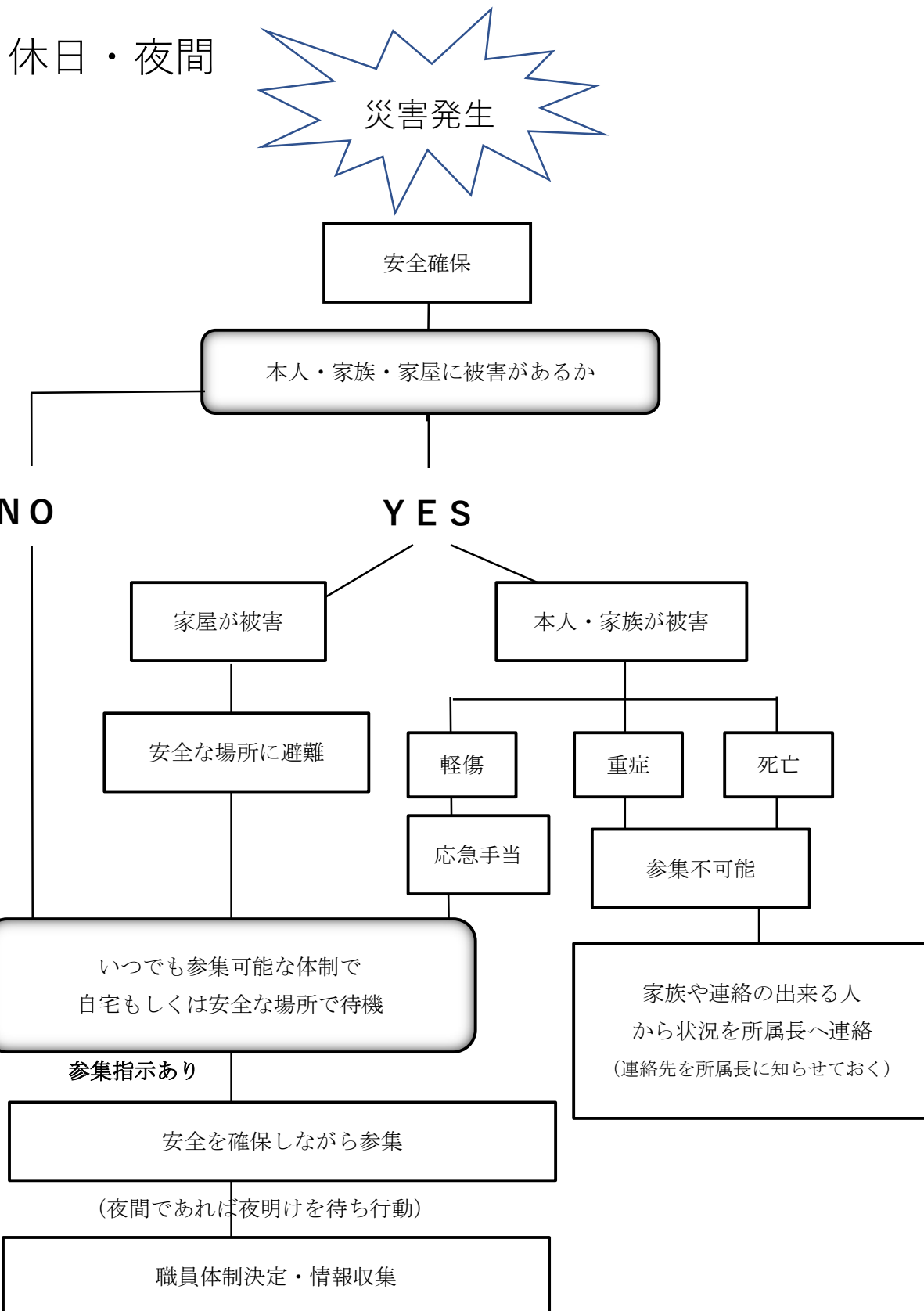
職員の参集判断

平日・勤務



【フローチャート②】

職員の参集判断



協定締結先

法人・施設名	連絡先	連携等内容
東温市	社会福祉課 長寿介護課	事務所、老福センター、川内健康センターの被害状況、職員の状況（被害、参集） 介護保険、障がいサービス利用者支援、個別避難計画策定者支援、災害ボラセン他
	保育幼稚園課	児童館の被害状況、発災時の利用者の状況、職員の状況
県社協 地域福祉課	TEL 921-8912	災害ボラセン立上げ、運営支援 法人の建物職員の被害状況、分かる範囲で東温市の被害状況を報告する。
伊予市社協	TEL 983-6224	小規模災害時の相互応援
松前町社協	TEL 985-4144	同上
砥部町社協	TEL 962-7100	同上

東温市社会福祉法人連携会議

希望の館	TEL 960-6336	小規模災害時の相互応援
三恵ホーム	TEL 966-3555	同上
ガリラヤ荘	TEL 966-2293	同上
ミュゲの里	TEL 955-1133	同上
ウェルケア重信	TEL 955-0310	同上
ケアハウス幸楽	TEL 955-1231	同上
清流園 清愛園	TEL 955-2501 TEL 964-2224	同上
重信更生園飛鳥寮	TEL 964-5033 TEL 964-5201	同上

建物・設備の点検シート

建物名 () () 階

対 象	状 況	対応／特記事項
躯体被害	問題なし・ひび割れ・鉄筋露出・ 重大被害	
ガラス		
天井		
床面		
壁面		
照明器具		
エレベーター	利用可・利用不可	
電気	通電・不電	
上水道	利用可・利用不可	
固定電話	利用可・利用不可	
インターネット	利用可・利用不可	
F A X	利用可・利用不可	
プリンター類	利用可・利用不可	

建物の被害状況は事務局長へ報告し、事務局長から市担当課へ連絡行う。

東温市内医療機関一覧表

名称	地区	電話
愛媛大学病院	重信	964-51111
愛媛医療センター	重信	964-2411
十全医療学院附属病院	川内	966-5011
山本内科胃腸科	川内	966-2066
藤本内科クリニック	重信	960-5500
池川内科神経内科	重信	964-7787
いずみ内科循環器科クリニック	重信	961-1195
辻井循環器科内科	重信	964-0013
中野クリニック	重信	960-5800
西野内科クリニック	重信	964-2200
訪問診療クリニック六花	重信	948-4677
こばやし内科クリニック	重信	960-5311
辻整形外科クリニック	重信	960-6555
西本整形外科	重信	964-1611
たけもと整形外科クリニック	重信	955-5888
重信クリニック	重信	964-1188
ハートレディースクリニック	重信	955-0082
石川小児科	重信	955-0333
県立子ども療育センター	重信	955-5533
いのうえ小児科	重信	955-0055
いずみだ眼科	重信	955-0080
隻手薬師 石川眼科	重信	955-5558
生島眼科	重信	960-5000
春香メンタルクリニック	重信	993-7710
このはな脳とこころの診療所	重信	955-5087
さとう耳鼻咽喉科クリニック	重信	990-1133
八木耳鼻咽喉科・皮膚科医院	重信	964-5400

東温市指定避難所一覧

- ・地震 「○」 空地のため原則利用可能として扱う
- ・土砂災害 「○」 公表されている土砂災害危険箇所や警戒区域外
「△」 一部が上記危険箇所又は警戒区域内であるが、区域外に避難場所あり
「×」 上記危険箇所又は警戒区域内
- ・洪水 「○」 公表されている浸水想定区域外
「△」 上記浸水区域内で、浸水深以上に避難場所あり
「×」 上記浸水区域内

場 所	所在地	電 話	災 害 種 別		
			洪水	土砂	地震
山之内集会所	山之内 1640		○	○	○
いわがらこども館	横河原 1368-1	960-5003	○	○	○
北吉井小学校	志津川 131	964-2119	○	○	○
重信中学校	志津川 991	964-2007	○	○	○
ツインドーム重信	西岡 1367-1	955-5123	○	○	○
松山刑務所	見奈良 1243-2	964-3355	○	○	○
農村環境改善センター	田窪 300-2	964-9400	○	○	○
よしいの子ども館	田窪 1071-10	955-2026	○	○	○
南吉井小学校	田窪 1100	964-3504	○	○	○
田窪集会場	田窪 1976-70	—	○	○	○
中央公民館	田窪 2370	964-1500	○	○	○
下林集会場	下林甲 1571	—	△	○	○
拝志小学校	下林甲 1585	964-2015	△	△	○
上林小学校	上林甲 2565	964-3574	○	○	○
川内健康センター	南方 262	966-2191	○	○	○
川内公民館	南方 264	966-4721	○	○	○
さくらこども館	南方 285-1	966-6169	○	○	○
川内中学	南方 467-1	966-2031	○	○	○
川上小学校	北方甲 2655	966-2021	○	○	○
東谷小学校	則之内甲 334	960-6711	○	△	○
西谷小学校	則之内乙 835	960-6411	○	○	○
奥松瀬川公民館	松瀬川乙 80-1	—	○	○	○
土谷集会場	河之内甲 1211-1	—	○	×	○

なめかわ清流の森	滑川甲 1422	—	○	○	○
滑川生活改善センター	滑川 1422	—	○	○	○
東温高校	志津川 960	964-2400	○	○	○
県林業技術センター	田窪 743	—	○	○	○

東温市福祉避難所一覧

施設名	所在地	電話	受入れ対象者
長安	志津川甲 29-1	964-7555	要配慮者
菜の花	志津川 91-3	960-0855	要配慮者
アンダンテ	志津川 1578-1	955-5771	要配慮者
ミュゲの里	見奈良 738	955-1133	要配慮者
笑歩会東温	田窪 332-2	955-0788	要配慮者
小規模多機能たのくぼ	田窪 917-1	955-5668	要配慮者
ウェルケア重信	北野田 533-1	955-0310	要配慮者
ガリラヤ荘	南方 1766-1	966-2293	要配慮者
希望の館	則之内甲 2783-1	960-6336	要配慮者
三恵ホーム	則之内甲 2819	966-3555	要配慮者
さくらんぼ本館	北方 3051-2	966-5717	要配慮者
さくらんぼ2号館	北方 3051-2	966-5717	要配慮者
さくらんぼ3号館	西岡甲 986-5	968-1329	要配慮者
アイセルプ	西岡乙 3-58	955-0088	要配慮者
重信更生園	下林甲 2279-5	964-5045	要配慮者
飛鳥寮	下林甲 2279-1	964-6251	要配慮者
清流園	田窪 2119-1	955-2501	要配慮者
清愛園	田窪 2119-1	964-2224	要配慮者
ヘレン	田窪 2054-6	964-2212	要配慮者
しげのぶ特別支援学校	田窪 2135	964-2258	要配慮者
みなら特別支援学校	見奈良 1545	964-2395	要配慮者
愛キッズ東温	見奈良 1429-20	961-4303	要配慮者
松山刑務所	見奈良 1243-2	964-3355	要配慮者
市老人福祉センター	田窪 2370	964-1597	要配慮者
市福祉館	南方 281-3	966-3306	要配慮者

